

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府首相

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

番号：12/2011/QĐ-TTg

2011年2月24日、ハノイにて

決定

裾野産業の発展政策について

政府首相

2001年12月25日付の政府組織法；
2008年6月3日付の法規規范文書公布法17/2008/QH12号；
2008年11月13日付の先端技術法（ハイテク法）21/2008/QH12号；
2010年7月19日付の優先的に発展に投資される先端技術一覧及び、発展を奨励する先端技術一覧の認可に関する政府首相の決定49/2010/QĐ-TTg号；
商工省大臣の議案に基づき、

決定する。

第1条：調整範囲及び適用対象

1. 調整範囲

本決定は、機械製造、電子・通信情報、自動車部品組立、紡績・縫製、皮革・履物産業、また先端技術（ハイテクノロジー）開発の各事業に対する裾野産業発展を奨励する政策を規定する。

2. 適用対象

- a) 裾野産業に関する国家管理機関、組織、個人に適用する。
- b) 裾野産業の製品を製造するプロジェクトに適用する。

第2条：用語解釈

本規定に使用する用語は以下のように解釈される。

1. 裾野産業とは、材料、部品、半製品を製造し、生産原料又は消費財としての完成品の製造・組立を行う分野へ提供する工業分野を指す。
2. 裾野産業の製品とは、ベトナムで製造され、完成品の製造・組立過程に提供される材料、部品、半製品を含む、第1条1項に定める産業のものである。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 裾野産業の製品製造プロジェクトとは、裾野産業の製品を製造するためのベトナムにおける投資プロジェクトを指す（新規投資と追加投資を含む）。

第3条：裾野産業の発展奨励

1. 国家は、裾野産業の発展に投資する国内外の組織、個人を奨励し、優遇する。
2. 市場発展の奨励
 - a) 裾野産業の製品製造プロジェクトの製品は、商工省や各商工局のウェブサイトにて無料で宣伝、紹介される。
 - b) 裾野産業の製品製造プロジェクトは、貿易振興・投資促進プログラムの構築・管理・施行の規定に従って、当該プログラムの経費支援を優先的に検討される。
 - c) 先端技術発展を目的とした裾野産業の製品製造プロジェクトの投資主は、先端技術に関する法的規定に従って、国家から製品・サービス提供網構築に参加できる条件を受ける。
3. インフラに関する奨励
 - a) 裾野産業の製品製造プロジェクトは、面積、場所、借地料の面においてプロジェクトに適切な土地の提供を受け、優先的に支援を受ける。
 - b) 裾野産業の製品製造プロジェクトは、工業団地の土地を使用する場合には工業団地内のインフラ、公共サービス、また区域内の他のサービスを利用することができ、労働者の採用・教育において支援と整った環境が準備され、工業団地管理規制の公布に関する政府の2009年8月19日付決定105/2009/QĐ-TTg号に従う他の支援策を受けられる。
 - c) 裾野産業の製品製造プロジェクトの投資主が中小企業である場合、中小企業支援に関する政府の2009年6月30日付議定56/2009/NĐ-CP号に従って、製造用地についての支援策を受けられる。
 - d) 先端技術発展を目的とした裾野産業の製品製造プロジェクトは、先端技術に関する法律に沿って土地についての支援策が適用される。
4. 科学・技術、人材育成の奨励
 - a) 裾野産業の製品製造プロジェクトは、技術移転、設計著作権の購入、ソフトウェアの購入、外国の専門家招聘の経費に対し、国家科学技術基金、他の科学技術に関する関係基金からの一部経費の支援が検討される。
 - b) 裾野産業の製品製造プロジェクトの投資主が中小企業である場合、中小企業発展支援に関する政府の2009年6月30日付議定56/2009/NĐ-CP号に従って、技術能力・技術水準向上の奨励策、人材開発支援策を受けられる。
 - c) 裾野産業の製品製造プロジェクトは、現行の規定に基づき国家予算から人材育成の一部経費の支援が検討される。
 - d) 先端技術の発展を目的とした裾野産業の製品製造プロジェクトは、先端技術に関する法律に沿って人材開発の奨励策が適用される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. 情報提供

- a) 各省、各機関、中央直轄市・省の人民委員会は、裾野産業の発展及びそのプロジェクトに対する国家の技術支援プログラムに関する法的文書についての更新情報を、ウェブサイトを通じて継続的に提供する。
- b) 裾野産業の製品製造プロジェクトの投資主が中小企業の場合、中小企業発展支援に関する政府の2009年6月30日付議定56/2009/ND-CP号に従って、情報提供、諮問を受ける政策が適用される。

6. 財政

- a) 裾野産業の製品製造プロジェクトは、輸入出税に関連する現行の規定に基づき輸入出税の優遇を受ける。
- b) 裾野産業の製品製造プロジェクトは、現行の規定に従って国家の投資開発信用資本の一部借用を検討される。
- c) 裾野産業の製品製造プロジェクトの投資主が中小企業である場合、中小企業発展支援に関する政府の2009年6月30日付議定56/2009/ND-CP号に従って財政支援策を受けられる。
- d) 先端技術の発展を目的とした裾野産業の製品製造プロジェクトは、先端技術に関する法律に沿って税金に関する優遇政策の適用が検討される。

第4条：裾野産業発展の優遇

開発を優先的に行う裾野産業の製品一覧に属する製品製造プロジェクトは、適切な優遇システムの適用を検討される。現行の規定に基づきプロジェクトを構築する投資主は、その過程で適切な優遇を提案し、裾野産業発展プロジェクト査定委員会に提出する。当委員会は前述のプロジェクトを検討し、決定を行う政府首相に報告する。

第5条：施行機関

1. 商工省

- a) 科学技術省、関係省庁と協力し、指揮を取りながら、開発を優先的に行う裾野産業の製品一覧を作成し、公布を行う政府首相に提出する。時期ごとの発展状況に合わせて前述の一覧を定期的に検査・更新・補足修正し、検討・決定を行う政府首相に提出する。
- b) 開発を優先的に行う裾野産業の製品一覧に属する製品製造プロジェクトを検査する目的として、裾野産業発展プロジェクト査定委員会を設立する。当委員会の委員長は商工省の次長、委員は計画投資省、財政省、科学技術省、情報通信省、資源環境省、司法省、ベトナム開発銀行、および関連分野の協会などの各機関の代表者である。

2. 各大臣、省級機関の長、政府直属機関の長、中央直轄市・省の人民委員会委員長及び関係機関長は、自身の権限及び任務の範囲内で、本決定の施行を検査し、具体的に指導する責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

本決定の施行中に問題が発生、または訂正・補足・調整が必要となる場合は、各省、省級機関、市・省の人民委員会は遅れずに商工省に通達し、商工省はまとめた上で検討・決定を行う政府首相に報告する。

第6条：施行効力

本決定は、2011年4月15日以降有効となる。

第7条：施行責任

各大臣、省級機関の長、政府直属機関の長、中央直轄市・省の人民委員会委員長及び関係機関長は本決定の施行に責任を負う。

首相

(署名済み)
Nguyen Tan Dung